

平成 30 年度監査報告書

第 2 回 定期 監 査

まちづくり部

- 【まちづくり計画課】
- 【まちづくり推進課】
- 【駅周辺整備課】
- 【建築指導課】

平成 31 年 3 月

国分寺市監査委員

平成 30 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による
監査

第 2 監査の対象事務

まちづくり部（まちづくり計画課，まちづくり推進課，駅周辺整備課，建築指導課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第 3 監査の範囲

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで）の執行分
現金及び郵券等については，監査現地調査日までを対象とした。また，平成 30
年度に実績のない事業等については，平成 30 年度以前を対象とした。

第 4 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 7 日から平成 31 年 3 月 27 日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
平成 31 年 1 月 10 日	まちづくり計画課
平成 31 年 1 月 11 日	まちづくり推進課
平成 31 年 1 月 15 日	駅周辺整備課
平成 31 年 1 月 16 日	建築指導課

第 5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正に行われているか。
- 6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 備品管理について（まちづくり部共通）

機構改革等による備品の管理換えが要因の一つと考えられるが，各課の備品と備品一覧が一致しない状況が見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

2 国分寺市環境基本条例に基づく推進体制について（まちづくり計画課）

環境の保全，回復及び創造に係る推進体制に関しては「国分寺市環境基本条例」を基本としつつ，これまでの取組を検証し今後必要な対応を図られたい。

3 国分寺市環境審議会委員の委嘱について（まちづくり計画課）

任期途中における委員の交代に係る解嘱・委嘱等手続の起案に関し，それぞれの日付に一部整合性に欠けるものが見受けられた。審議会委員委嘱に関する手続に関しては，委嘱日に合わせて事務手続を進められたい。

4 文書の作成・保存について（駅周辺整備課）

起案文書等意思決定にかかわるものについて，その意思形成過程を文書に残しておくことが望ましいものがあった。文書作成に当たっては，意思形成過程を含む透明性の確保とわかりやすい内容とすることに一層留意いただくとともに，その保存に関しては歴史的価値にも留意し管理いただきたい。

5 助成金申請の添付書類について（建築指導課）

緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成金申請の添付書類に一部不備があるものが見受けられた。添付書類については，要件を満たしているかの確認を行い，必要に応じ添付書類の補正を求めるよう徹底いただきたい。